

「子どもを受動喫煙から守る条例」(案)の提言

岡本光樹

岡本総合法律事務所

この度、タバコ対策に取り組む弁護士及び法学部教授らで議論して、子どもを家庭内や自動車内の受動喫煙から守る条例の案文を策定した。

既に、条例案文を一部の市に持ち込み、条例制定に向けた検討を要請した。今後、他の都道府県や市区町村にも、条例案文を持ち込み、条例制定を促したいと考えている。

海外では、子どもが同乗している自動車内での喫煙を、罰則付きの法律で禁止する国が増えつつある。具体的には、オーストラリアでは16歳未満（州によっては18歳未満）の子どもが同乗している自動車内での喫煙は、罰則をもって禁止されている（2007年以後各州に拡大）。カナダでは16歳未満の子ども（州により2008～2010年頃から）、イングランドでは18歳未満の子ども（2015年から）、フランスでは12歳未満の子ども（2015年から）について適用されている。また、アメリカではカリフォルニア州及びオレゴン州（18歳未満の子どもに適用）をはじめ、8州及びいくつかの都市（州及び都市によって年齢は異なる）において、また、その他の国々でも、こうした法律が適用されている。

日本では、こうした法令について今までほとんど議論されていないが、子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが極めて困難であり、特に受動喫煙からの保護の必要性が高いものとして、法律または条例の制定の必要がある。

子どもの間近でタバコを吸い、受動喫煙せしめる行為は、児童虐待や暴行・傷害の観点で、議論されるべきである。

子どもを受動喫煙から守る条例の案文を提言し、日本で初となる条例の制定につなげたい。

略歴

1982年岡山県倉敷市生まれ。2004年司法試験合格（大学在学中）、2005年東京大学法学部卒業、2006年弁護士登録、日本最大規模の法律事務所及び中規模法律事務所にて経験を積み、2011年岡本総合法律事務所を開業。

職場受動喫煙を巡る労働事件（訴訟、交渉、労災請求）、マンションのベランダ喫煙・住環境近隣タバコ煙害問題等に取り組み、新聞・テレビ（NHKあさイチほか）、各種メディアにて発言。

第二東京弁護士会 人権擁護委員会 受動喫煙防止部会 部会長、環境保全委員会 公害環境何でも110番部会。

東京都医師会 タバコ対策委員会 委嘱。

厚生労働科学研究費補助金研究事業「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」班 研究分担者。

